

廃棄物搬入に係る留意事項

(エネルギー回収施設(立谷川・川口))

1 休業日及び搬入時間

- (1) 休業日 : 日曜日、1月1日から1月3日
- (2) 搬入時間 : 月曜日から金曜日は午前9時から午後4時まで
土曜日は午前9時から正午まで

2 搬入できる廃棄物 (一般廃棄物)

- (1) 構成市町 (山形市、上山市、山辺町、中山町) から発生した廃棄物
- (2) 構成市町の一般廃棄物処理実施計画における分別区分のうち「もやせるごみ」
※分別区分を再度確認すること。また、排出者へも周知徹底を行い収集すること。
- (3) 可燃性で粗大ごみに該当するもの (木製イス、机、畳 (スタイロ畳を除く)、布団など)
※一辺の長さが 180cm 未満で重さ 80kg 以下のもので、かつ釘などの金属類はすべて取り外す

3 搬入車両

- (1) ピットへの投入及び構内の運行に支障のない車両
※概ね、車両の長さが 6.5メートル以下、車両総重量が 8 トン以下、最大積載量が 4 トン以下で、
ピットへの投入及び構内の運行に支障のない車両であること。(これを超える場合は要相談)
- (2) 廃棄物の飛散防止や悪臭、汚水漏れ対策の措置を確実に講じること。

4 搬入方法

- (1) 廃棄物搬入許可証を提示すること。
- (2) 一般廃棄物のみを搬入すること。
- (3) 構成市町 (山形市、上山市、山辺町、中山町) の区域に分けて搬入すること。
- (4) 施設係員の指示に従うこと。

5 その他

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「山形広域環境事務組合廃棄物処理等に関する条例」、「山形広域環境事務組合廃棄物処理等に関する条例施行規則」、「山形広域環境事務組合廃棄物の搬入等に関する指導要綱」、その他関係法令等を遵守すること。
※【山形広域環境事務組合ホームページ(<http://www.yamagata-koiki.or.jp/>)などを参照】
- (2) 可燃性粗大ごみについて、多量の場合は、事前に搬入日時等の協議をすること。
- (3) 施設へ搬入できる廃棄物の種類や搬入方法などについて、関係法令に違反する行為があった場合は、搬入の一時停止などの必要な措置を講ずることがある。

- (4) 廃棄物搬入許可証の交付を受けた車両について、廃車や入替などがあった場合は、速やかに許可証及び計量カード（交付されている場合）を返却すること。また、施設へ搬入する車両を新たに登録もしくは代車を使用する場合は、廃棄物処理申請を忘れず行うこと。なお、事前に搬入許可を受けた構成市町の担当部署へ連絡し、その指示に従うこと。
- (5) 可燃性粗大ごみ・ふとん類の搬入にあたっては、専用の計量カードが必要なため、搬入施設に交付依頼すること。なお、塵芥車（パッカー車）、脱着装置付きコンテナ専用車等の積荷が目視出来ない車には可燃粗大ごみ・ふとん類の計量カードの交付は原則行わない。

6 問い合わせ

◆ 山形広域環境事務組合 施設課

- (1) 施設課 **☎023-641-1212**（内線 919）
- (2) エネルギー回収施設(立谷川) **☎023-686-6025**
- (3) エネルギー回収施設(川口) **☎023-672-2711**

◆ 構成市町

- (1) 山形市 廃棄物指導課 一般廃棄物係 **☎023-641-1212**
- (2) 上山市 市民生活課 環境衛生係 **☎023-672-1111**
- (3) 山辺町 町民生活課 生活環境係 **☎023-667-1109**
- (4) 中山町 住民税務課 住民グループ **☎023-662-2113**